

体験型農園の普及にかかるJAグループの役割と課題

主事研究員 小田志保

〔要 旨〕

近年、国が都市農業振興に積極化するなかで、JAグループは都市農業振興策また自己改革の具体策として「体験型農園」に取り組んでいる。体験型農園とは、従来の市民農園に栽培講習などのサービスが付帯したもので、農業所得向上への貢献とともに、利用ハードルの低さから地域住民の農業理解の促進が期待されている。

体験型農園の普及におけるJAグループの役割としては、その利用の効果や所得率の高さなどを、消費者ならびに農業者に情報発信することや、栽培指導のサポートなどが挙げられる。一方、体験型農園の普及の課題には、農協におけるマンパワー不足や、既存の市民農園・農業体験農園との競合や収益性の確保に対する不安などがある。

これらの課題に対して、農協における先進事例からは、地元大学や病院など地域の関係団体との連携や、利用者間のコミュニティ機能の活用、農協の総合事業性の発揮が効果的であると示唆された。

目 次

はじめに

1 国の都市農業振興策の動向

2 市民農園の発展の経緯と制度面での位置づけ

(1) 市民農園に関する制度的発展

(2) 市民農園整備促進法および特定農地貸付法に基づく農園数の推移

(3) 法手続きが必要ない「農園利用方式」の市民農園も拡大

3 市民農園の分類と体験型農園の位置づけ

(1) 特定農地貸付方式と農園利用方式

(2) JAグループの農業振興策における体験型農園の位置づけ

4 和歌山県の都市部および農村部の先進事例

(1) 大学や病院などとJAわかやまが連携し開設を推進した「鳴神ファーム」

(2) JA紀の里が直売所を基軸とした都市農村交流の一環として取り組むふれあい農園「あがらの畑」

5 JAグループの役割と課題

おわりに

はじめに

2015年の都市農業振興基本法の成立を契機に、都市農業の価値をあらためて見直す動きがみられている。このなかで、JAグループも都市農業振興の取組みを強化しており、具体策として市民農園の一形態である「体験型農園」の普及推進に注力している。

本稿は、都市農業振興の有力な手段のひとつである市民農園の発展の経緯を振り返り、その制度について整理する。そして、都市農業振興策の一環として体験型農園を推進するJAグループの動きをみるとともに、和歌山県内の都市部と農村部の2農協の先進的な取組みを中心に紹介し、体験型農園を普及するための、JAグループの役割や課題を検討する。

1 国の都市農業振興策の動向

最初に近年の都市農業振興をめぐる動向についてふれておきたい。高度経済成長期からバブル経済までの地価高騰のなかで、都市農地を住宅地供給源と位置づける見方は強く、都市農業振興については否定的な意見が多かったとみられる。しかし、日本が人口減少時代に突入するなかで、都市部への人口流入圧力は弱まり、農地への開発圧力は確実に小さくなりつつある。

その一方で、都市住民の農業への関心は高まっている。例えば、15年8月に東京都が公表した「平成27年度第2回インターネ

ット都政モニターアンケート結果『東京の農業』』では、都政モニター500人のうち57.1%が「農作業の体験をしたいと思う」と回答しており、この割合は特に若年層（20～40歳代）で6割超と高くなっている。

このように関心が高まっている都市農業であるが、その存続にとって大きな脅威となっているのが、生産緑地にかかるいわゆる「2022年問題」である。15年度末の生産緑地面積は全国計で1万3,442haだが、その8割は22年に指定後30年目を迎え、所有者は行政への買取り申出が可能になる。財政上の理由等から行政は買取りに応じることができず、結果的に多くは宅地等へ転用され、都市部の乱開発などが進むと懸念されている。これを「2022年問題」といい、対策のための各種政策措置の制定が喫緊の課題となっていた。

こうした情勢のなかで、15年4月には都市農業振興基本法（以下「基本法」という）が制定された。この法律は都市農業の安定的な継続と都市農業のもつ多様な機能の発揮による良好な都市環境の形成を目指すものである。基本法第9条に則り、16年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」では、基本法の法目的を達成する必要条件を「担い手確保」と「土地の確保」としている。そして、この2項目を都市農業振興施策の新たな方向性と位置づけたうえで、生産緑地を含む市街化区域内農地に対しても、今後は本格的な農業振興策を講ずる方向に転換していくと提言している。

そしてこの「土地の確保」という観点か

ら、前述の「2022年問題」への対応策として、生産緑地の貸付けに関する税制改正が検討されている。現状では、生産緑地の指定を受けて納税猶予を適用されている農地について、原則として所有者が譲渡、貸付け、転用、耕作放置した場合には、猶予税額に利子税を加えて納税しなければならない^(注1)。しかし、18年度までには、生産緑地貸借にかかる新制度の創設により、生産緑地を貸付けても、相続税納税猶予の適用は継続されるようになると、見込まれている^(注2)。

このような都市農業強化のための立法や制度改正がなされるなか、都市住民の高まる農への関心の受け皿であり、かつJAグループが都市住民の農業理解に有効なひとつの手段と注目しているのが市民農園である。次節では、市民農園について、歴史的経緯を振り返るとともに、その制度上の位置づけについてみておきたい。

(注1) 09年以降、一般農地については規制は緩和され、農業経営基盤強化促進法が規定する一定の事業のための貸付けであれば、相続税納税猶予の適用は継続されることとなったが、この特例措置は生産緑地を含む市街化区域内農地は対象外であった。

(注2) 農林水産省および国土交通省は「生産緑地を貸借した場合でも相続税の納税猶予制度が継続適用される措置の創設」を平成30年度税制改正要望事項として提出した。なお税制改正の前提となる、生産緑地貸借にかかる新制度については、関連法案が17年秋の衆議院解散のあおりを受け成立延期となった。

2 市民農園の発展の経緯と制度面での位置づけ

(1) 市民農園に関する制度的発展

第2次世界大戦中から戦後の食糧難の時代に、非農家による自給的農園の利用という意味での市民農園は広がった。しかし、そうした農園には制度的な裏づけはなく、戦後の混乱から回復するとともに、1952年に成立した農地法が、農地の非農家への貸付けを禁じたため、徐々に衰退していった。

一方、60年代後半からは、都市化の進展で農園のホビー利用へのニーズは高まり、農業経営の一部で非農家が農作業を体験する「農園利用方式」による農園利用が広がった。農園利用の普及に伴い、農業者以外の農地の権利の取得を禁じた農地法第3条の脱法行為とならないよう、75年に農林水産省構造改善局通知「いわゆるレクリエーション農園の取扱いについて」が発出され、農園利用方式については、開設・運営の適正化が図られた^(注3)。

しかし、農作業の一部を行うだけであるこの農園利用方式よりも、安定した貸借の形での農地利用への要望の強まりを受け、また市民農園の整備水準を高めるため、89年に特定農地貸付法（正式名称は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」）、90年に市民農園整備促進法が相次いで成立した。これにより、制度的位置づけのある市民農園が誕生した。

市民農園整備促進法は、後述の「特定農

地貸付方式」と農園利用方式の2つを市民農園の開設方式とし、農地と農地に付帯して設置された市民農園施設（農機具収納施設など）の総体として市民農園を捉え、その整備促進のための措置を講じている。同法の特徴は、農地と市民農園施設の転用手続きを一括化したこと、市街化調整区域の農振農用地区域でも、農地法や都市計画法の特例措置として、市民農園の開設を可能にしたことである。

一方、特定農地貸付法の特徴は、農地法の適用除外として、市民農園で非農家へ農地を貸借できる措置を講じるとともに、農地法の耕作者保護の規定を農園利用者には適用しないようにして、市民農園開設にむけて農地を貸付けやすいようにしたことにある。特定農地貸付けとは、10a未満の農地を、複数の利用者に対して、営利目的ではない農作物の栽培のために、5年を超えない期間かつ定型的条件のもとで貸し付ける^(注4)行為と定義されている。

ただし、同法を根拠に市民農園を開設すると、農地についての相続税納税猶予制度の適用を外されることとなった。当時、都市農地は宅地供給源とみなされており、市民農園に対する税制優遇措置は、農地から宅地への供給を抑制すると懸念されたから^(注5)である。

当初、特定農地貸付法は開設主体を地方公共団体と農協に限定しており、それらが農地所有者から農地を借り受け、農園利用者に農地を貸付ける仕組みであった。しかし、02年には構造改革特別区域制度が創設

され、栽培放棄等が著しい県域に限り、この開設主体の限定は解除され、さらにこの措置は、05年の特定農地貸付法の改正を通じて全国を対象とするように広がり、農地所有者や企業・NPO等による農園が増えていった。

(注3) 東(1991)を参照。70年代当時は、農園利用方式は「入園契約方式」と呼ばれていた。

(注4) 営利目的の農園利用は認められていないが、自家消費量を超える余剰分を農園で対面販売することは可能(04年の農林水産省通知)。

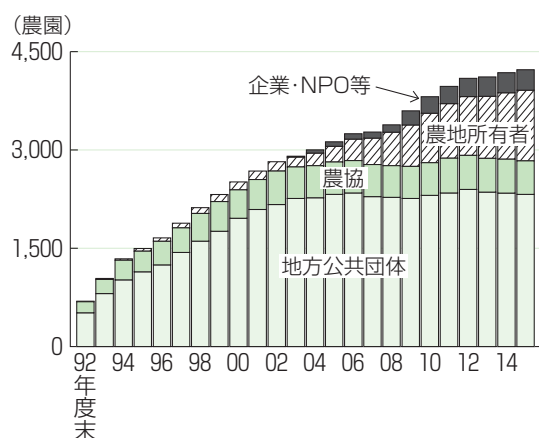
(注5) 当時、メディアは都市農地の存在が都市部の宅地価格を引き上げていると糾弾。一方、一案は、私鉄会社等の大資本の土地買占めこそが住宅難を引き起こしていると反論(協同組合経営研究所(1970)を参照)。

(2) 市民農園整備促進法および特定農地貸付法に基づく農園数の推移

ここで、市民農園整備促進法、および特定農地貸付法を根拠に開設された農園数の推移をみておく。両法に基づく市民農園は、15年度末には、全国に4,223農園あり、総面積は1,381haである。4,223農園の9割強を占める4,056農園は、特定農地貸付方式によるもので、残る167農園が農園利用方式によるものである。市民農園全体で平均すると、1農園あたりの面積は32.7aで、1区画あたり面積は72.7㎡となる。

市民農園の開設主体は、地方公共団体、農協、農地所有者(農家)、企業・NPO等である。開設主体別の農園数の推移をみると、00年代前半までは、地方公共団体が開設した農園数が圧倒的に多く、次いで農協の順であり、農地所有者や企業・NPO等の農園数はほぼゼロであった。また同期間におい

第1図 開設主体別の市民農園等農園数



資料 農林水産省ウェブサイト
 (注) 市民農園等とは、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」および「市民農園整備促進法」に基づき開設した農園。

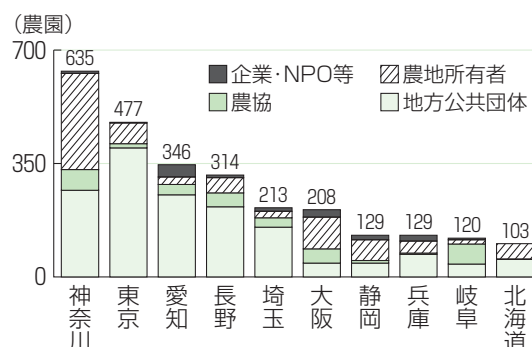
て、地方公共団体や農協の農園数は増加していた（第1図）。

一方、00年代後半以降、地方公共団体や農協の農園数に大きな変化はないが、農地所有者や企業・NPO等の農園数は大きく増加した。これは、前述の05年の法改正が^(注6)大きく影響している。

ここで、15年度末の農園数を都道府県別にみると、上位から神奈川県（635農園）、東京都（477農園）、愛知県（346農園）、長野県（314農園）、埼玉県（213農園）の順であり、都市圏を擁する上位5位までの都県に全国の農園数の5割が集中している。

さらに、上位10位までの都道府県について、開設主体別の農園数をみると、その構成は多様である（第2図）。例えば、神奈川県では農地所有者が開設した農園数が多く全体の5割を占めているが、東京都の市民農園の8割は地方公共団体が開設している。愛知県においては、NPOや企業が開設した割合が相対的に大きい。

第2図 都道府県別でみた開設者別農園数（2015年度末）



資料 農林水産省農村振興局資料
 (注) 農園数は、「市民農園整備促進法」および「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき開設したもの。

このように市民農園の開設主体には地域に応じた多様性がある。この要因は、前述した農園利用方式と特定農地貸付方式という2つのタイプにおいて、開設主体の限定や相続税納税猶予制度の適用の可否が異なるからと考えられる。

(注6) 農園事業への民間企業の参入が注目されているが、企業・NPO等の農園数はそれほど多くない。三橋・寺田・横張（2017）によると民間企業の農園運営への関与は段階的であるため、第1図および第2図の農地所有者の農園数の一部には、運営を民間企業に委託する事例が含まれていると考えられる。

(3) 法手続きが必要ない「農園利用方式」の市民農園も拡大

ここまでは制度上に位置づけられた市民農園についてみてきた。一方で、開設にあたって市民農園整備促進法や特定農地貸付法による手続きが必要なく、非農家が農作業体験のため農園を利用する農園利用方式の市民農園も、正確な数字は把握できないものの、近年着実に増加している。例えば、市民農園がブームとなるなか、農園事業を

農業経営の手段として積極的に位置づける「農業体験農園」が、東京都練馬区を中心に農家による6次産業化の取組みとして広がっていった。

農業体験農園は、あくまで耕作者は農地所有者（もしくは園主）で、税制上も農地のままの取扱いであり、さらに栽培指導サービスの充実などから安定した収入も確保していることが特徴である。96年に農業体験農園が東京都練馬区で誕生し、02年には東京都農業体験農園園主会が設立され、園主が組織化されている。さらに、同組織は、園主間の情報共有などに取り組み、栽培指導などのサービスの充実や、サービス内容の高位平準化が努力されている。

結果、徐々に農園数は増え、16年時点で、会員数は140農園ほどに達している。同園主会は10年にNPO法人全国農業体験農園協会に改組され、全国展開するに至っている。

3 市民農園の分類と体験型農園の位置づけ

(1) 特定農地貸付方式と農園利用方式

前述のように、市民農園は、農地の貸付けを伴い、相続税納税猶予制度の適用外となる特定農地貸付方式と、農業経営の一部として農地の貸付けを伴わない、農園利用方式に大きく区別できる（第1表）。

農地所有者と利用者の負担についてみると、特定農地貸付方式では、農園利用者は農地の用益権を取得し、作付計画、栽培手法や農具等の準備を自身で行い、収穫物は

第1表 農園利用方式と特定農地貸付方式の違い

	農園利用方式 (農業体験農園)	特定農地貸付方式 (従来型の市民農園)
根拠法	特定の根拠法はない (※付帯施設の設置や農振農用地域などでの開設は、市民農園整備促進法に準拠する)	特定農地貸付法
開設主体	地方公共団体・農家	限定なし
権利設定 または移転	伴わない	賃借権その他の仕様および収益を目的とする権利
開設手続	特に定めなし (地公体の農地の取得、施設の設置等には農地法上の許可が必要)	農業委員会へ申請
耕作者	農地所有者	農園利用者
栽培指導や 農具等	提供あり	特に定めなし
作付計画	園主(耕作者)	利用者が自由に作付け
相続税納税 猶予制度	適用の実績あり	認められない
月額利用料	2千～6千円ほど	500～1千円ほど
利用者	幅広い層	自由時間が多い高齢者層
収穫物	耕作者に帰属 農園利用者は契約により買取	農園利用者に帰属

資料 農林水産省ウェブサイト、全国農業協同組合中央会『体験型農園の開設・運用の手引き』より筆者作成

農園利用者に帰属する。農園利用者の負担は大きく、利用者には比較的時間を自由に使える高齢者などが多くなる。農地所有者は耕作者ではなくなるので、猶予中の相続税を納税する義務を負う。

一方、農園利用方式とは、農業体験農園としての取組みが有名であるが、園主は作付計画を作成し、ほ場を整備し区画を利用者に割り当てる。園主が農具や種苗等を準備し、栽培を指導し、各農園利用者は同じ品目を栽培する。収穫物は園主に帰属するため、利用者と園主の間で交わす農園利用契約書にて、農園利用者が収穫物を取得すると定める必要がある。以上の運営形態から、農園利用方式では、税制上は農地のままで開設でき、追加的なサービスの対価と

して、相対的に高い利用料を徴収できる^(注7)。先行研究からも、農業体験農園は、有効な農業経営手法と評価されている（八木（2008）、佐藤（2012））。

また、利用者同士の関係についてみると、特定農地貸付方式の市民農園では、農園利用者が作付計画を作成し、区画ごとの栽培手法も異なる。除草や農薬散布について、利用者間の対立が発生しやすく、それへの対応に園主は苦勞することも多い。

他方、農園利用方式では、栽培手法と作付品目が全区画で同一であるため利用者間の対立は生じにくく、むしろ利用者間の交流が生じやすいとされている。

（注7）相続税納税猶予制度の適用などは、管轄の税務署が判断するため、体験型農園等の開設に際しては税務署に事前に相談することが重要。

市民農園開設数は伸び悩んでいた。そこで、全中を中心に、「市民農園等研究会（15年12月～16年9月）」とそれに続く「体験型農園の普及・改善に関する研究会（16年12月～17年9月）」において、事業性のある新たな農園モデルの創出や普及を協議してきた。

こうした協議を踏まえ、JAグループとしては各種方針の策定や対外的な広報活動、農協役職員向け研修会の実施に精力的に取り組んでいる（第2表）。とりわけ、16年9月に全中が刊行した『体験型農園の開設・運営の手引き』は、JAグループ内外へ累計で約2,000部が領布され、取組みへの注目度の高さが実証された。

JAグループが普及に取り組む体験型農

（2）JAグループの農業振興策における体験型農園の位置づけ

次にJAグループにおける市民農園の位置づけについてみていきたい。JAグループは都市農業振興策の具体策として、15年の第27回JA全国大会以来、市民農園の機能に着目し、事業性のある農園事業モデルの検討を重ねてきた。この背景には、7割の国民が都市部に住むことから、市民農園は農業への理解促進の効果的な手段となりえるという考えがあった^(注8)。しかし、単なる市民農園では、利用者からのクレーム対応など、管理に手間がかかる割に、採算性は低いという問題があり、実際に農協の

第2表 都市農業振興にかかる国等・JAグループの動き

	国等	JAグループ
14年		4月 全中が「都市農業対策推進室」新設 6月 「都市農業基本政策の確立に向けたJAグループの基本的考え方」決定
15	4月 「都市農業振興基本法」制定	12月 全中「市民農園等研究会」設置（～16年9月）
16	5月 「都市農業振興基本計画」策定 11月 兵庫県「都市農業振興基本計画（地方計画）」策定	8月 「都市農業振興に向けたJAグループの基本的考え方」策定 →体験型農園を具体策に位置づけ 9月 全中は『体験型農園の開設・運営の手引き』刊行 12月 「体験型農園の普及・改善に関する研究会」設置（～17年9月）
17	6月 「経済財政運営と改革の基本方針2017」で生産緑地の貸借について言及 「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行 12月 平成30年度税制改正大綱	2月 「都市農業振興対策に関するJAグループとしての対応方針」策定。 11月 手引き刷新版の刊行予定

資料 全国農業協同組合中央会資料、報道資料等より筆者作成

園は、農業体験農園と同様に栽培指導などのサービス付きの市民農園である。体験型農園は、全中の定義に従うと、農協の関与が薄い順に、①農家である正組合員自身が開設・運営し、農協は利用者募集・受付、説明会開催、料金徴収にのみ協力する「農業体験農園（農家自立型）」、②正組合員と農協が共同で開設・運営する「農業体験農園（JA支援型）」、③農協が開設・運営し、正組合員も部分的に協力する「JA体験農園」の3つに分類され、開設、運営主体に違いがある（第3図）。

特に、③JA体験農園は、①農業体験農園（農家自立型）や②農業体験農園（JA支援型）と違って、特定農地貸付方式もしくは農園利用方式のいずれも選択が可能であるが、現行では農地所有者の正組合員にとって、相続税納税猶予制度の適用を外されてしま^(注9)うというデメリットもある。

そのことから、JAグループでは、体験型農園として①と②を中心に普及していき、③JA体験農園は、農家の高齢化が進んだ地域で園主の成り手がおらず、農地保全を目

的に開設される農園の事業モデルと位置づけられている。

このように、JAグループは、農家が主体、もしくは農協も一定の関与を行う体験型農園を、地域住民の農業理解と農業振興の手段の両方に資するものとして改めて位置づけたうえで、その振興を図ろうとしている。次節では実際の取組みから、体験型農園の運営における農協の役割や課題について考えてみたい。

(注8) 農業体験農園について、和歌山大学観光学部の藤田武弘教授が実施した16年度の調査（回答者は東京都練馬区の農業体験農園の利用者全員）では、農園利用により「農業に対する理解が進んだ」とする回答割合は、90.8%（「そう思う」「多少はそう思う」の合計、n=987）に、「家族や親せきと食料や農業について会話をするようになった」とする回答割合は81.6%（同合計、n=983）に達している。

(注9) 前述の生産緑地の貸借に関する制度の新設により、今後はJA体験農園においても相続税納税猶予という税制上の優遇を受ける可能性は想定されている。

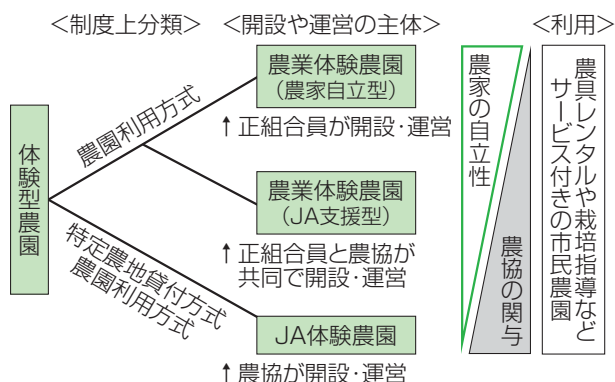
4 和歌山県の都市部および農村部の先進事例

(1) 大学や病院などとJAわかやまが連携し開設を推進した「鳴神ファーム」

a 開設の経緯

和歌山県の県庁所在地である和歌山市を管内とするJAわかやまは、都市農業を強く振興してきた。そして、さらなる都市農業振興を図る手段として農業体験農園を有望なものと考えて、JAわかやまは15年5月に和歌山大学との共同研究プロジェクト「新

第3図 体験型農園の分類



資料 全国農業協同組合中央会の資料等から筆者作成

たな市民農園の展開による都市農業再生」(以下「PJ」という)を立ち上げた。大学からは都市農村交流の専門家がPJに参加し、JA側は営農生活部を主担当に、5部署の担当者が参加した。PJは17年度までの3か年計画で、15年度には先進事例視察や生産者アンケート、講演会などを実施した。

16年1月にPJが実施した、農業体験農園についての講演会には、JAの働きかけから農業者も多く参加したが、その際、1人の農業者が農業体験農園の開設を希望し、JAに相談を持ちかけた。

同時期にJAの営農生活部は、鳴神地区の病院から、地域住民向けの農業講座への協力を打診されていた。PR活動として、病院は駐車場の一画の畑地において農的な活動を企画していたからである。

そして、この病院にJAが農業体験農園の開設を希望する農業者を引き合わせ、その結果、農園を病院敷地内の畑地で開設することとなった。同年2月に、PJは農業体験農園の利用を希望する住民向け説明会を開催し、同年4月にJA管内で1号目となる農業体験農園「鳴神ファーム」が誕生した。

b 鳴神ファームの概要

鳴神ファームは、全中の体験型農園の定義に従えば、農業体験農園(農家自立型)に分類できる。地域で初めての取り組みであるため、農協の支援は手厚いが、運営に関しては園主である農業者自身が全般的に担当している。

鳴神ファームの1区画あたりの面積は18



写真1 鳴神ファームのほ場の様子
(筆者撮影)

m²であり、全16区画の面積は3aほどである。利用者の年齢は50～60歳代が多いが、40歳代以下も2～3割を占める。

一区画から収穫できる野菜は、半期で20～30品目と多い。園主は農機具や種苗などを提供し、一回40分ほどの栽培講習会を年間20回行う。収穫物はおもに家庭で消費されるため、少量ずつ長期間で収穫できる、葉かき収穫(展開してきた若葉をその都度ちぎる収穫方法)を教えるなど、園主は利用者ニーズに合わせた栽培指導を行っている。

区画あたりの利用料は年間3.3万円である。鳴神ファームでは、1年目から16区画全てが利用されている。そして、利用者の継続率は高く、キャンセル待ちも5～6件あることから、今後も安定した収入が見込まれている。

鳴神ファームの所得率は5割弱と、15年の近畿における露地野菜(個別経営)の所得率(43.4%)に比べてもそんな色ない水準にある(農林水産省「農業経営統計調査」)。一方、栽培管理は利用者自身が行うため、園主の負担はそれほど大きくはないとのことである。

c 成功要因

鳴神ファームの開設にあたっては、農協と大学が連携し、地域住民に対して、農業体験農園の先進事例や効果を可視化して伝えた。農協単独ではなく、地域の大学とともに情報発信することは、鳴神ファームに対する地域住民からの信頼を高める結果をもたらした。初年度からの利用者確保につながった。

また、農業体験農園の開設にあたって、駐車場やトイレなどは、病院敷地内の設備を利用できたことが、鳴神ファームの初期投資の節約につながった。

JAわかやま管内では、鳴神ファームに続く、農業体験農園の普及が進んでいる。17年度には、管内にて新たに2つの農業体験農園が開設する予定である。1つは鳴神ファームの園主が別の地域において新たに開設するもので、もう1つは別の農家が鳴神ファームの成功をみて、開設を予定しているものである。

(2) JA紀の里が直売所を基軸とした 都市農村交流の一環として取り組む ふれあい農園「あがらの畑」

a 開設の経緯

JA紀の里は和歌山県紀の川市と岩出市を管内とし、県北部の農業地帯に位置する。JA紀の里が00年に開設した農産物直売所「めっけもん広場」は、02年度以降、20億円超の売上高を維持している。開設当初から来店者の大半が大阪府民で、JA紀の里は同直売所を「都市と農村の交流拠点」と位置

づけている。

直売所に出荷する農業者が、遠方から直売所に来店する消費者に、モノを売るだけでなく、地域や農家の想いも伝えたいと考えるようになり、03年度に体験農業部会が立ち上がった。同部会には16年度時点で22会員が在籍し、部会員は自らのほ場に都市住民を招き入れ、果実の摘み取りなど「体験農業」を提供している。同部会が受け入れられる参加者数は増加しており、15年度には3,000人を突破した。

03年度以降、体験農業の取組みが発展するにつれ、消費者のニーズに対応し、果実の摘み取りから複数回の継続した農作業体験まで、多様なメニューを整備する必要が発生した。その結果、13年度に部会員の1人を園主とした、ふれあい農園「あがらの畑」が開設された。

b ふれあい農園「あがらの畑」の概要

開設にあたっての水利や農機具の準備から、栽培講習会のサポートまで、園主である正組合員と農協が共同で取り組んできたことから、あがらの畑は農業体験農園（JA支援型）の体験型農園に相当すると思われる。実際に、農園利用者もあがらの畑は農協の取組みであると認識しているという。

あがらの畑は、めっけもん広場に隣接する5aのほ場で、14区画に区割りされている。1区画は2～3人で利用され、利用者総数は30人程である。3区画の利用者は大阪府民で、自動車で1時間半をかけて、6区画は和歌山市民で、自動車で30分かけて来園



写真2 ふれあい農園「あがらの畑」
 (「JA紀の里 あがらの畑ブログ」より引用)

する。JA管内の居住者は5区画にとどまる。利用者の年齢は、30～40歳代が6区画、60歳代が7区画、70歳代が1区画である。

1区画から収穫できる野菜は、夏は13品目、秋・冬は11品目だが、個人区画のほかに共有区画があり、そこに9品目を作付けており、利用者は半期あたり20品目程を収穫できる。

栽培講習会は日曜日の午前中に3時間ほど行い、16年度には14回開催した。

区画あたりの農園利用料は年間3.5万円で、園主の収入総額は49万円となり、ここから農業資材を差し引いた所得率は7～8割と高い。所得率の高さには、JAの農機具倉庫などを利用できることが貢献している。JAとしては、利用者募集、農機具の準備、講習会のサポート、料金徴収など、手厚く支援しているものの、その分の手数料は徴収していない。というのも、1年目の利用者に対して、JAは3千円を出資しての組合加入や、管外に住む場合は3千円の貯金を勧め、農園利用者が農協事業を利用することで、間接的に利益還元を受けるようにしているからである。

なお、園主は露地野菜を1haほど栽培す

る野菜専業農家であり、出荷先はめっけもん広場である。直売所出荷のついでには場の見回りができるという優位性もあり、あがらの畑では園主の作業負担が軽減されている。

c 成功要因

農村地帯にある体験型農園は、利用者が確保できたとしても、農園利用者の来園頻度は低くなりがちで、その分の追加的な場管理は園主の負担となってしまう場合がある。

あがらの畑でも利用者は自動車での来園が多いが、直売所の駐車場が活用できている。また、遠方に住む利用者は来園頻度が低くなりがちであるが、利用者間のコミュニティでお互い様の精神では場管理をサポートし合っており、園主の負担になっていない。利用者間のコミュニティ形成の要因は、JAのサポートがあり、園主が利用者同士の交流を促進させることに注力できるからであろう。

JAはあがらの畑の取組みを、農家と農園利用者、農園利用者同士、また農園利用者とJA職員間の交流の場に位置づけている。JAは補助金や既存施設を活用し、総合事業性を通じて、採算性を担保している。

5 JAグループの役割と課題

ここでは紹介した2事例の内容をふまえたうえでJAグループの役割と課題について考えていきたい。

JAグループの果たすべき役割としては、第1に情報発信が挙げられる。前述のように、農業体験農園については、園主が組織をつくり、その啓蒙活動に取り組んでいる事例もあるが、その社会経済的な役割からすると、もっと認知度は高くてもよいように思われる。JAグループは、農業体験農園を含む体験型農園の仕組みや効果について、消費者における理解を広げ、需要拡大を促進できる。

第2に農業者における体験型農園への理解を促すことも重要である。農業者の組織である農協がバックアップすることで、比較的新規の経営手法である体験型農園についての農業者からの信頼も増す。

3番目に、農園での栽培指導への貢献がある。農協には営農指導事業等を通じて、適期適作などについて、その地域固有の知識・情報が蓄積されている。

一方、体験型農園が実際に普及するための課題としては、農協には①体験型農園を普及するためのマンパワーがない、②管内で農協が開設した体験型農園が既存の市民農園・農業体験農園と競合する、③農協の事業として収益が確保できるか不明、などが挙げられる。これらの課題に対しては、JAグループとして情報発信を強化するとともに、事例のように既存の地域資源や利用者間のコミュニティ機能の活用、農協の総合事業性の発揮が効果的であろう。

例えば、鳴神ファームについては、大学、農業者、病院、地域住民をつなぐ農協のコーディネート機能が取組みの成功に大き

く貢献している。また和歌山市内と違って農村部にあるあがらの畑では、農協の関与が大きく、補助金や農協の既存施設の活用、また農協の総合事業性の発揮で、持続可能なビジネスモデルを構築していた。

なお、行政においては、財政が疲弊するなか、農園利用料収入よりも地代が高く、逆ザヤとなっている市民農園を、利用料が高い農業体験農園へ転換したい意向も強いと聞く。農協と行政が連携し、既存の市民農園のリニューアルへと取り組む方向性も、体験型農園の効果的な普及につながる。

おわりに

最後に、農協が体験型農園に取り組む意義を述べておきたい。今回みたように農協が体験型農園に取り組むことで、地域住民や准組合員の「農」に基づくメンバーシップ強化も効果的に取り組める^(注10)。また体験型農園の所得率は高いため、農家の所得増大に直結するというメリットもある。このことは現在進められている農協の自己改革の目的であり、農協法にもある「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」の達成につながるといえよう。体験型農園は、農業者の経済的地位と社会的地位をバランスよく向上させる仕組みであり、その普及はJAグループが総力を挙げ取り組むべき分野と考えられる。

(注10) 農園の利用者に対して農協が事業推進を行うことは可能だが、農園の利用申込みに農協の事業利用を条件づけてはならない。

<参考文献>

- ・東廉（1991）『緑と人がふれあう市民農園—エコロジカル・ライフ—』家の光協会
- ・協同組合経営研究所（1970）『農住都市づくりの基本問題』
- ・国土交通省土地・水資源局土地政策課（2010）「平成21年度 地域特性に応じた農住組合制度を活用したエリアマネジメントの成立条件等に関する基礎調査報告書」
- ・佐藤忠恭（2012）「農業体験農園の立地と経営上の意義—市街化区域内外の比較分析—」『農業経営研究』第50巻第3号
- ・全国農業協同組合中央会（2016）『体験型農園の開設計・運営の手引き』

- ・日本住宅総合センター（1986年）「三大都市圏における市街化区域内農地所有農家の意向調査」『調査研究レポート』No.85124
- ・三橋友美・寺田徹・横張真（2017）「体験農園運営における民間企業の補助実態」『ランドスケープ研究』第80巻第5号
- ・八木洋恵（2008）「都市農地における体験農園の経営分析—東京都内の事例を対象として—」『農業経営研究』第45巻第4号
- ・和歌山大学観光学部（2017）「東京都練馬区農業体験農園利用者アンケート調査報告書【概要版】」

（おだ しほ）

